

保存期間：5年
(令和8事務年度末)
令和3年9月13日

第1回 国税庁保有行政記録情報を用いた 税務大学校との共同研究に関する有識者会議

議事要旨

日時：令和3年9月13日(月) 13:30~15:01
場所：Web開催

冒頭、座長について協議を行い、北村委員が就任した。

事務局から、配付資料に基づき、主に国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究に関するガイドライン及び研究テーマ等について説明。その後、以下のとおりご意見をいただいた。

- ・ これは非常に良い試みだと考える。できれば、採択の有無に関わらず、応募の際にフォーマットは書きやすかったか等のアンケートを実施することによりスムーズになると思われる。
- ・ 納税者の情報保護という要請がある中で、研究者に税務大学校の客員教授としての身分を付し、守秘義務を遵守させるという形で対応する手法は、素晴らしいと思う。
- ・ データ整備を自発的にやってくださった国税庁には心より感謝。
- ・ 税務データは残念ながら全ての情報が電子化されておらず、利用したいデータが迅速に出てくるような状態にはなっていない。我が国の電子化の遅れ、国民や企業等でのデジタル化の遅れという面もある。この点は、研究者として謙虚に「何故出して貰えないのか」という態度ではなく、ポジティブに捉えるべきと考える。

- ・ 「小さく産んで大きく育てる」ということも重要である。その後の成長戦略として、国税庁と研究者の接点を EBPM、すなわち政策の精緻化につなげてゆくことも考えられる。
- ・ 税務データは、学術研究するために作られたデータではない。分析に使えるようになるには、時間がかかるかもしれないという長期的な視野を持つことが重要である。当初の共同研究は、分析のためのノウハウを蓄積する良いケーススタディになればと思う。
- ・ 募集件数よりも多くの応募があった場合、外部に対して、採択結果と審査過程に関する説明責任を十分に果たす必要がある。したがって、審査をする立場から考えると、十分な情報に基づいて適切に判断できるように、研究計画書は科研費申請時の研究計画書の形式に準じた形にして、しっかり書いて頂くようお願いした方がよいと思う。
- ・ 一般的に、公式統計の個票データを利用する場合、事前に研究計画書に分析方法等をしっかり記載した上で、自分の研究室等いわば「政府の外」で利用することとなる。一方、今回の制度は、研究目的を達成するために必要な範囲であれば、柔軟に個票データの利用が可能であるが、政府の施設内でのみ利用可能となっている。このような、公式統計の利用とは違った部分に自由裁量があるという点は、研究者によく周知した方がよいと考えられる。
- ・ 税務データの保有期限が7年に限定されているのは税法上仕方のないことかもしれないが、ある程度保有データの期間がないと、分析できる範囲は限られる。税制改正も頻繁にあるわけではないので、長期的にデータを遡れるよう蓄積ができると、政策分析にも役立つといえる。
- ・ 税務大学校の受入れ態勢にも限界はあるのだろうが、将来的にはオーダーメイド集計も制度化していただくとありがたい。
- ・ ガイドライン等及び研究テーマは、事務局提示案のとおりとする。

以上